

なる處置に對し尙問題に對し今後不服申問致く始末審一札入れ申
候本人宮本平證人村本福利昭和九年七月十四日瀬戸康吉殿ニ斯く
て被告松尾盛喜は告訴人と村本に向ひて「判は持つて來て居まい
から拇印を押して良からう」と命したれば兩人仕方なく各々右拇
指を以て捺印したり「良しこれで良し」とうなづいて被告松尾は
自己の席に隣座して後被告瀬戸康吉を更りたる態度にて呼つて
徐ろに之を手交し兩人私かに語り合ひたる後松尾は大聲を發して
曰く「瀬戸君君が今日の事は會社の公用で總て働いたのだから一
切今後も會社が責任を持つてやるから心配せんでよろしい」と語
を強めて言渡し乍此時全事務所の周圍に黒山の人だかりを見廻し
て更に語を次いで告訴人等に向ひて曰く「おいお前達の組合から
宮崎でも笹岡でも何奴でも來て見ろ此方もいざとなりや幾何でも
犠牲者は若いものが居るんだお前達も其位の事を傷られるのは覺

悟の前だろう」と昂然として言ひ放ちたり後暫くして外部の人だ
かりが散するに及びて被告松尾は急に態度を變へて「君達濟まん
が歸つて呉れだが歸つて醫者に行く様なれば炭坑で手當してやる
一か」と言ひ足したり之に答へて告訴人は「いやよろござす」言
終へて先に出たる告訴人の妻より約卅分程後れて告訴人は村本と
共に連れ立つて全事務所を立出て歸途に就く此時午後五時十五分
なりこれより途中全身打撃傷の痛みを耐へながら告訴人はその自
宅最寄の町醫者山村醫院に至り應急手當を施されたり此際傷害を
受けたる程度は別紙第二號證の全醫者の診斷書に記せるが如くな
るが後直ちに自宅に歸りて床を敷かせて仰臥したる儘漸次に獲ひ
來たる預傷より發する熱と「ウズキ」に耐へ兼ねても自動きなら
ず寢返りも殆んど全く不可能の狀態にして以後三日を過たる今日
迄少しも輕快ならず本告訴狀も益々代筆なり以下告訴人は上記の